

社会福祉法人栃尾福社会役員等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人栃尾福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会等への参加
- (5) 上記以外の法人業務及び各施設事業の運営のための業務にあたった場合
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬の支給及び額の決定)

第3条 当法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

4 役員等に対する報酬は、次の表に定める額とする。

区 分	4時間未満	4時間以上
報 酬 (日額)	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、役員等の旅費規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、必要な都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規則は、平成29年6月13日より施行する。